

# 福岡県公報

平成28年11月25日  
第3847号

## 目次

### 告示(第812号-第818号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
  - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 1
  - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
  - 鳥獣捕獲等事業の認定 (畜産課) …………… 2
  - 平成28年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催 (畜産課) …………… 2
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
  - 都市公園の区域の変更 (公園街路課) …………… 3
  - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 4
  - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (都市計画課) …………… 4
  - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (行政経営企画課) …………… 5

## 告示

### 福岡県告示第812号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成22年8月福岡県告示第1389号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大穂(e)	宗像市大穂(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第813号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成22年8月福岡県告示第1390号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大穂(e)	宗像市大穂(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第814号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三郎丸(a)-2	宗像市土穴四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大穂(e)	宗像市大穂（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(a)-2-1	宗像市富地原（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(a)-2-2	宗像市富地原（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(s)-1	宗像市武丸（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
釈迦院	宗像市大井（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第815号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

大穂(e)	宗像市大穂（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
富地原(a)-2-1	宗像市富地原（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
富地原(a)-2-2	宗像市富地原（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
武丸(s)-1	宗像市武丸（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
釈迦院	宗像市大井（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第816号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

**福岡県告示第817号**

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成28年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木 1269 番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
---------	--------------------------------------

講習会開催期日

平成29年1月16日から同年2月7日まで  
(土日除く。)**福岡県告示第818号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷 基山線 停車場	小郡市三沢4035番1先から 小郡市三沢2885番先まで

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市大井字三倉323番1、323番2、323番6及び323番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡久山町大字久原919番地  
高橋 則生

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
嘉穂郡桂川町大字豆田字下川原54番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
嘉穂郡桂川町大字豆田122番地  
中嶋 團次

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2017番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市国分町1593レジデンス国分Ⅲ108  
矢山 豊資

**公告**

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 名称  
筑後広域公園
- 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成28年12月1日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

大野城市乙金第二土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成19年3月9日から平成30年3月31日まで

3 施行地区

大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目及び大城三丁目の各一部

4 事務所の所在地

大野城市乙金二丁目5番28号

5 設立認可の年月日

平成19年2月20日

6 変更認可の年月日

平成28年11月14日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の改正日

平成28年11月10日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年11月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
第1駐車場	598台	第1駐車場	520台
第2駐車場	147台	第2駐車場	147台
第3駐車場	378台	第3駐車場	378台
合計	1,123台	合計	1,045台

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市上西鯉坂180番3、183番、184番1及び185番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
小郡市上西鯉坂37番地1  
社会福祉法人ラポール  
理事長 梶 雅博

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市二森字宮原238番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市東櫛原町507-8-A105

加治 秀教

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 にしてつストア牛頸店
  - (2) 所在地 大野城市若草三丁目1番1号 外1筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 雑報

## 福岡県行政改革審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成28年11月25日

福岡県行政改革審議会会長 利島 康司

- 1 意見募集の対象となる答申案  
福岡県行政改革審議会答申案
- 2 答申案の要旨
  - 1 これまでの行政改革の取組み
  - 2 現下の環境・課題
  - 3 改革の目指すもの

## 4 改革の柱

## I 県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進

- 1 県民の視点に立った行政サービスの向上
- 2 行政の「見える化」と施策情報の効果的な発信
- 3 市町村への支援と連携の強化
- 4 NPO・ボランティア、企業との協働の推進
- 5 県を越える連携の推進

## II 効果的・効率的な業務の推進

- 1 組織機能の強化・効率化と職員数の適正化
- 2 アウトソーシングの推進
- 3 公社等外郭団体の見直し
- 4 公の施設の見直し
- 5 働き方の改革とICTの活用

## III ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚

- 1 女性の更なる活躍とワークライフバランスの推進
- 2 人材育成の強化
- 3 職員の士気の高揚と風通しの良い職場づくり
- 4 ガバナンスの徹底

## IV 公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革

- 1 歳入の確保
- 2 歳出の見直し
- 3 新たな財政改革プランの策定

## 3 答申案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報センター（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報センター（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報センター（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報センター（行橋市中央一丁目2番1号）
- (6) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

## 4 意見書の提出期間

平成28年11月25日（金）から12月8日（木）まで

## 5 意見書の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

## 6 意見書の提出先

郵便番号 812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部行政経営企画課

ファクシミリ

092-643-3032

電子メール

gyokaku@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

## 意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
項目 (〇〇について)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 「意見」および「理由」をできるだけ本用紙1枚に納めてください。項目に対する個別の意見については、意見の対象となる事案のページ数を明記してください。
- 2 日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。